

低入札価格調査委員会設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、低入札価格調査を適正に実施するため、低入札価格調査実施要領第12条に定める低入札価格調査委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この委員会は、富士川町低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）と称する。

(構成)

第3条 調査委員会の構成は、富士川町公正入札調査委員会委員が兼ねるものとする。

2 調査委員会に委員長をおき、公正入札調査委員会委員長をもって充てる。

(会議)

第4条 調査委員会は、契約担当者から意見を求められ、又は委員長が必要と認められたとき委員長が召集する。

2 調査委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を調査委員会に出席させて意見を求めることができる。

(調査委員会の職務)

第5条 調査委員会は、最低価格入札者が入札した入札価格について、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否か調査し、意見を取りまとめるものとする。

(庶務)

第6条 調査委員会の庶務は、管財課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、調査委員会に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。